

令和2年第2回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第2号)

招 集 年 月 日	令和2年2月26日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年2月26日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年2月26日10時20分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	6 番	富永 富幸		
	8 番	佐藤 潤		

議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 2 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 1 番委員と 2 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 11 号から議案第 20 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 11 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>農地法第 3 条、議案書 1 ページ議案第 11 号及び 3 ページの地番図をご覧ください。2 月 25 日、申請者の■■■さん立会いのもと、現地調査を行いました。■■■さんは、所有する農地 2,241 m²全てを耕作されております。また、大家族である■■■さんは、大人だけで数えても 5 人が農業に従事されております。農機具は所有ではないですが、近所の方々とトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を 40 年以上前から共同利用されております。以上を踏まえまして、機械、労働力、技術は、十分に備えられております。今回、譲渡人である■■■さんは、■■■さんの近くに住まわれておりますが、高齢になり、管理が困難になってきたため、譲渡することにされました。■■■さんの自宅は、地番図 3 ページに載っていますが、宅地■■■、■■■になります。この度、権利を移転しようとする田は、徒歩 5 分以内にあり、今までこの農地を■■■さんが■■■さんから借りて耕作されておりました。よって、これまでの経験もあり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼす心配もありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第 12 号及び議案第 13 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案第 12 号、13 号が関連しますので、併せて説明をさせていただきます。借受人である■■■さん立会いのもと、今月 24 日に現地調査を行いました。まず、12 号の方なんですけれども、こちらは、3 年前からすでに■■■さんが耕作をされており、この度、申請を届け出るようになったそうです。主に、野菜と果樹を栽培しておられました。機械も所有されており、耕作に問題はないと思われ</p>

	<p>ます。次に、13号なんですけれども、こちらは、17年前から■■■さんが耕作されており、野菜を作られておりました。この件は売買となっておりますが、■■■さんが159㎡、先ほどの12号の面積が779㎡、13号が107㎡で、足していただくと1,030㎡になると思うんですけど、そちらで下限面積をクリアしますので、売買ということになります。で、こちらも同様に、機械も所有されておりますし、周辺の農地利用に影響はありませんので、許可相当と考えます。両議案とも農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第14号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>この14号は、■■■さんから■■■さんへ譲渡するものでございます。写真を添付させていただいておりますが、上の写真の丸をつけた上が■■■さんの自宅で、その右側の家が■■■さんの家で、ご近所です。14号の現状につきましては、現在、■■■さんが畑として耕作されております。これについて、■■■さんの方が家の近くに畑がないということで譲り受け、農作業に従事するということがあります。下限面積以上でもありますので、問題ないものと思われまゝ。周辺の農地についても影響はありませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第15号について、1番委員より説明をお願いいたします。</p>
1番委員	<p>議案書2ページの議案第15号をご覧ください。地図は、7ページになっております。2月20日、申請者の■■■さん立会いのもと、現地調査を行いました結果について事案説明いたします。申請地は、松原正地公民館から東へ100mくらいに位置する農地です。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可相当と判断いたしました。山中にありました墓を申請地に降ろし、許可後、着工に取りかかりたいということです。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第16号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>先ほど3条で申請がありました近くでございますが、16号については、写真の右側にありますが、すでに住宅を建てておられます。調査は24日にさせていただきましたが、ここの土地の建物については、■■■さんのお父さんが知らずに住宅を農地の上に建てられたということでございます。すでに転用がされております。無断転用ということで始末書も出されております。周辺の営農条件にも支障はございませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第17号について、私から説明をさせていただきます。</p>

議長	<p>17号についても、13号と16号の近くでございます。これもですね、16号同様、すでに車庫として利用されており、写真の白いコンクリを張ったところがその部分に当たります。こちらは無断転用になっております。これについても始末書が出ております。これについては、近々、息子さんが帰られ、家族が増えるということで、車の台数が増え車庫が足りないということで増設をされるということでありました。増設の件については、18号で説明をさせていただきます。17号についても、周辺の営農条件に支障を生じる恐れはありませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第18号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>18号につきましては、17号の農地の隣接地でございます、地番は■■■■になります。こちらは写真で見ますと、軽トラックが入っておりますが、この部分にあたります。こちらが増設された部分にあたります、この部分を■■■■さんから譲り受け、車庫として転用されるものです。しかしですね、こちらは無断転用されておりまして、始末書を出されております。17号の隣接地ということもありますので、周辺の営農条件に支障を生じる恐れはございません。ということで、この件も許可妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第19号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第19号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が1件出ております。まず、資料1の1をご覧ください。この資料は、■■■■さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしております。次に、資料1の2をご覧ください。この資料の2枚目に先ほどの届出書の農地を追加し、変更案として作成しております。以上、変更案について審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第20号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第20号の説明をさせていただきます。安芸太田町農林業振興対策審議会委員の推薦についてです。資料2をご覧ください。令和2年1月30日付けで、安芸太田町長よりみだしの推薦依頼がありましたので、審議するものです。この審議会について説明いたしますので、4ページをお開きください。まず、第2条より、審議会は、農林業の振興に関する事項について、町長の諮問に応じ、調査審議するものとなっております。次に、第3条より、審議会は、委員18人以内で組織し、町長が任命するものとなっております。第3条の第2号には、</p>

	<p>町の農業委員会委員は3人と規定されております。最後に、第4条より、委員の任期につきましては、4年となっております。3ページをお開きください。こちらは、現在の委員名簿になります。農業委員会からの選出は、表のとおりで、3名の方に務めていただいております。表の一番下に現在の委員の任期を記載しておりますが、現在の委員の任期が令和2年3月14日までとなっておりますので、次の任期の委員を農業委員会から選出しようとするものです。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第11号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第11号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第11号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第12号及び議案第13号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、関連します議案第12号及び議案第13号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、関連します議案第12号及び議案第13号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第14号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第14号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第14号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 15 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 15 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 15 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 16 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 16 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 16 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 17 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 17 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 17 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 18 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 18 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第18号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第19号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第19号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第19号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第20号について質疑を許します。</p>
議長	<p>審議会委員の推薦についてでございますが、3名を農業委員会からの推薦となっております。休憩中に、私と1番委員と5番委員の推薦の話がありましたが、私自身が含まれておりますので、これについて6番委員より推薦の提案をしていただきたいと思います。</p>
6番委員	<p>先ほどの休憩の中でも話がありましたように、会長、1番委員、5番委員を農業委員会から推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第20号は6番委員からの提案のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第20号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。安芸太田町大字穴の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>(全員質疑なし)</p> <p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。 これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 2 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 20)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>8 番委員</p>
---------------------	--